化学製品ＰＬ相談センター　　2010 年 11 月 10 日発行

アクティビティーノート〈第 165 号〉

Contents

2010 年 10 月度における受付相談事例を中心に記載しています。

１．相談業務
1.1. 2010 年 10 月度 相談受付件数 (P. 1)
1.2. 受付相談事例および内容の紹介 (P. 2～7)
２．ちょっと注目「プラスチック部品に発生するケミカルストレスクラック」(P. 8)
３．入手資料の紹介 (P. 9)
４．メディア情報から (P. 9)
５．化学の目でみる日本の伝統工芸「泥染め」(P. 10)

１．　相談業務

１．１．　相談受付件数

2010 年 10 月度 相談受付件数（ 9／18～10／21　実働：21 日）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見･報告等	一般相談等	意見･報告等	合計	構成比
消費者･消費者団体	4	2	0	0	0	6	40%
消費生活Ｃ･行政	3	1	0	3	0	7	47%
事業者･事業者団体	0	0	0	1	0	1	7%
メディア･その他	0	0	0	1	0	1	7%
合計	7	3	0	5	0	15	
構成比	47%	20%	0%	33%	0%		100%

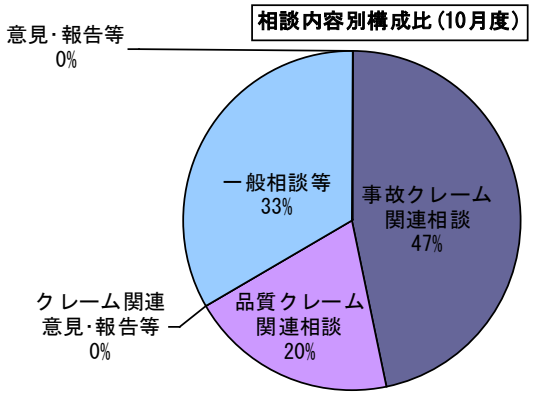

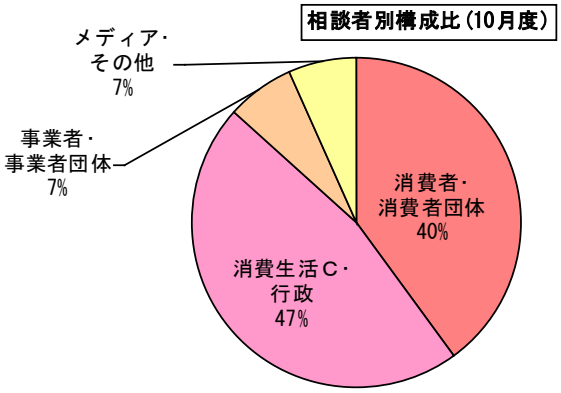

相談内容区分（改訂 2003 年 8 月）

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的･物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見･報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見･要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談･問い合わせ等
意見･報告等	一般的な意見･報告･情報の提供を受けたもの

１．２．　受付相談事例および内容の紹介

―クレーム関連事案はすべて紹介しています。

◆ 事故クレーム関連相談－７件

1. **家具店△△で購入した布製ソファ（外国製）が６週間くらい前に届き、リビングに設置した。それ以来、夫や子ども（大学生）は特に体の異常はうったえなかったが、自分は目が赤くなり、咳が出て、体に湿疹ができた。医師の診察を受けたところ、「アレルギーの症状で、原因を取り除くしかない」と言われた。そこで、取りあえずソファを別の部屋に移して、その部屋に入らないようにする一方、△△店にソファの返品を申し入れた。それに対し△△店からは、「家具の規定に達している製品であり、既に使用していることから、返品には応じられない」と言われ、中和するための薬品をかけに来ることを提案されたのだが、その方法に効果はあるだろうか。〈消費者〉**

   ⇒今のお話だけでは、△△店の言う「家具の規定」が何を指しているのか、また、どのような薬品を用いて何を中和するのかなどが不明であり、△△店から提案された方法に効果があるか分かりかねます。なお、化学物質に対する感受性には個人差もあるため、特に居室内での薬品の使用については慎重に検討することをお勧めします。（なお、家具等の購入に際しては、販売店等を通じて、事前に材質等を確認するようお勧めします。特に臭いや化学物質に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入する方がよいでしょう。）

2. **「５ヵ月くらい前に家具販売業者△△のインターネット通信販売で木製本棚（外国製）を購入し、これを組み立てて設置したところ、薬品のような臭いが強く、夫婦ともに頭痛・鼻水などの症状が現れた。医師の診察を受けた結果、アレルギー性鼻炎と診断され、本棚のことを話したところ、『それが原因となっている可能性がある』と言われた。△△社に本棚の返品を申し入れたところ、『臭いは１ヵ月くらいで治まる』と言われた。取りあえず本棚を別の部屋に移して様子を見ることにしたが、１ヵ月経っても臭いは消えず、医師の治療を続けているがそれも効果が見られない。本棚の返品について△△社に再度申し入れたところ、『購入後１ヵ月以上経っていることから、返品には応じられない』と言われた。何とかならないか」という相談を受けた。相談者自身が△△社と話してからさらに４ヵ月近く経っていることから、返品交渉には困難も伴うだろうが、取りあえず当センターから△△社に事情を確認してみようと思う。家具からの薬品臭の原因としてはどのようなものが考えられるか。また、家具の臭いについて法的な基準はあるか。〈消費生活Ｃ〉**

   ⇒家具の臭いに関する法規制は特にありません。臭いの感じ方や化学物質に対する感受性

には個人差もあり、お話だけでは臭いなどの原因は分かりかねますが、使用に耐えないということであれば、民事上の法律に基づき返品等の交渉を進めることになるでしょう。△△社が購入当初に臭いがすることを認めていたのであれば、その原因などについて△△社にお問い合わせください。また、可能であれば本棚の一部でも貴センターに持ってきてもらうなどして、現在の臭いの状況等を確認してみてはいかがですか。症状については、今後の治療方針などに関する担当医の見解をあらためて確認するよう、相談者にお伝えください。（なお、家具等の購入に際しては、販売店等を通じて、事前に材質等を確認するようお勧めします。特に臭いや化学物質に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入する方がよいでしょう。）

3. **カタログ通信販売で購入した木製家具（洋服ダンス１点、本棚１点）が１ヵ月くらい前に届き、寝室に設置した。これらの家具から臭いがして、夫は特に体の異常はうったえなかったが、自分は鼻の周りが痛くなり頭痛がした。１週間は様子を見たが、改善されなかったため、家具を別の部屋に移した。その後は症状が治まったので、医者にはかからなかった。また、別室に移した家具の方も、だんだん臭いが治まってきているようだ。これらの家具の中に、“ホルムアルデヒド吸着分解シート”と書かれた十数cm四方のものがあらかじめ張られていたことから、ホルムアルデヒドの放散が考えられる。ホルムアルデヒド濃度レベルはどのくらいであれば安全なのか、また、ホルムアルデヒドには発がん性があるか知りたいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**

⇒厚生労働省が定めるホルムアルデヒドの室内濃度指針値は、0.08ppmまたは100μg/m^{3}です。ただしこれは、「現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、人間がその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値」であり、化学物質に対する感受性には個人差があるため、指針値を満たしている室内空気質であれば絶対に安全であるとは言えない場合もあります（参考：「厚生労働省シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会　中間報告書－第６回及び第７回のまとめ」http://www.mhlw.go.jp/houdou/0107/h0724-1.html）。発がん性については、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の化学物質総合検索システム（http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/）に、専門機関による発がん性評価情報が掲載されており、ホルムアルデヒドについては、例えばＷＨＯ（世界保健機関）の機関であるＩＡＲＣ（国際がん研究機関）の評価では１「ヒトに対して発がん性を示す」とされています。ただし、これは発がん性の証拠の確からしさを評価したものであって、発がん性そのものの強さを評価したものではなく、ア

ルコール飲料なども同じ１に分類されています。（なお、家具等の購入に際しては、販売店等を通じて、事前に材質等を確認するようお勧めします。特に臭いや化学物質に敏感な人は、できれば直に現物を確認した上で購入する方がよいでしょう。）

4. **「寝具などにも使用できる防ダニ剤〇〇を、１ヵ月半くらい前に毛布などに使用した。その後、夫は特に体の異常はうったえなかったが、自分は目がチカチカしたり顔がヒリヒリしたりするようになった。〇〇が原因ではないかと思い、〇〇を持参して眼科を受診したが、『原因については何とも言えない』と言われた。〇〇のメーカー△△によると、『〇〇は水溶性のため、数回洗濯すれば効果はなくなる』とのことであった。〇〇の使用を中止してからは、顔がヒリヒリするのは治まったが、鼻の周りがかゆくなってきた。△△社から〇〇の成分表を入手し、これを持って皮膚科を受診したのだが、『弱ったな』と言われただけであった。△△社に何か要求しようとは考えていないが、〇〇の成分から、その安全性に問題がないか知りたい」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉**

⇒成分そのものの安全性に関する情報は、国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されている国際化学物質安全性カード(http://www.nihs.go.jp/ICSC/)等で調べることができる場合もあります。しかし、製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用条件における製品としての安全性を判断できるとは限らず、個別の製品の安全性については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができません。

5. **「ベランダに虫よけ剤を設置したところ、子ども(小学生)が膝の震えをうったえ、虫よけ剤の使用を止めたところ、症状をうったえなくなった。その後、帰省先で網戸に虫よけ剤が使用されており、そこでも子どもが同様の症状をうったえたことから、虫よけ剤の成分によるアレルギーではないかと思うが、医者にはかかっていない。虫よけ剤にはどのような成分が使用されているのか。また、殺虫剤や虫よけ剤がアレルギーの原因になる可能性はあるか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉**

⇒成分は製品によって異なりますが、当センターは特定の製品に関する情報は把握しておらず、またお答えできる立場にありませんので、各製品の表示を確認するかメーカー等に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。また、体質には個人差があり、アレルギーの原因となるかどうかは人によっても異なりますので、膝の症状がアレルギー性のものかどうかも含め、原因についてはやはり医師に相談するよう、相談者にお伝えください。

6. **紫外線等に対するアレルギーや喘息を患っており、医師の治療を受けている。カーテンを新しくするにあたって、「紫外線カット」、「化学物質の吸着･除去」などをうたうカーテン**

を専門店△△にオーダーした。昨日、そのカーテンが届いたので部屋に吊るしたところ、目がチカチカし、顔がかゆくなり、喉に違和感が生じて、空気清浄機やイオン発生装置を使用してもその部屋に入ることができない。そのカーテンがうたっている効果は本当にあるのか、また、カーテンをしばらく風にあてていれば状態が改善するのかを知りたい。今日は△△店の休業日にあたるため、消費生活センターに問い合わせたところ、保健所など次々に別の機関にまわされ、最終的に化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒申し訳ありませんが、当センターは特定の商品の効果等についてお答えできる立場にはありません。△△店の営業日を待って、うたっている効果の裏付けとなる合理的な根拠についてお問い合わせください。なお、「化学物質の吸着・除去」の効果については、化学物質に対する感受性には個人差があるため、具体的にどのような化学物質をどのくらい吸着・除去するという意味かも踏まえて、今後の対策について△△店とよくお話し合いください。

7. **自家用車の灰皿が割れたため、瞬間接着剤を使って補修していたが、ずれてくっつけてしまった。接着剤は前から持っていたもので、メーカーは分からず、容器は既に廃棄して手元にない。息子にはがし剤を買いに行かせ、それを使ってはがそうとした際、はがし剤をこたつの天板にこぼしてしまい、ティッシュペーパーで拭いたところ、発熱したほか、はがし剤が広がって天板にくっついて取れなくなった。はがし剤のメーカー（Ａ）に申し出たところ、自分が留守のときに社員が来たそうだが、処置をするために来たのかと思ったら、「当社には責任がない」と言って帰ったらしい。また、「当社のはがし剤ではなくＢ社のものを使用すれば問題はなかった」とも言ったようで、Ａ社の対応に誠意が感じられない。はがし剤なのにくっついたことも納得できず、発熱したことについて危険だと思い、行政機関に連絡したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**

⇒行政機関が何を期待して当センターを紹介したのか分かりかねますが、当センターは個別の事業者の対応姿勢について関与できる立場にはありません。今のお話だけでは、天板の状態、使用上の注意に関する表示などが不明なため、製品自体に問題があったのか、使用方法等に問題があったのかなどが分かりかねますが、「当社には責任がない」、「当社のはがし剤ではなくＢ社のものを使用すれば問題はなかった」との発言の根拠について、Ａ社に合理的な説明を求めてください。

◆ 品質クレーム関連相談－３件

1. **４年前に新築した注文住宅に設置されている洗面化粧台のミラーキャビネット（プラスチッ**

ク製）に、いつからか分からないが亀裂が入っていた。修理についてメーカー（A）に問い合わせたところ、「化粧品の付着によって発生したケミカルクラックだろう。一体成形品なので、ヒビの入った箇所だけ修理・交換することはできない」と言われた。しかし、“ケミカルクラック”という言葉は一般の人には知られていないと思うし、A社から「取扱説明書に使用上の注意を記載している」と言われたので確認したところ、化粧品などが付着したままにしておくと変色や破損の恐れがある旨は確かに記載されていたが、「亀裂が生じる」とは書かれていなかった。また、住宅の引き渡しを受けた際に建築業者（B）からも特に注意は受けておらず、洗面化粧台以外にもいろいろな取扱説明書を30冊以上も渡されたので読まなかった。自分にも責任がないとは言わないが、A社およびB社にも相当の補償を要求したいと思い、行政機関に相談したところ、化学製品ＰＬ相談センター等を紹介された。〈消費者〉

⇒「亀裂」も「破損」の一種と考えれば、使用上の注意を守らずに生じた被害についてメーカー等の責任を問うことはやはり難しいと思われますが、まずはA社およびB社に要望を伝えてみてはいかがですか。（なお、キッチン・バス工業会のホームページに「樹脂部品に発生するケミカルクラックについて」（http://www.kitchen-bath.jp/public/oteiresyuu/qa/qa_chemical.pdf）が掲載されています。また、相談の内容・趣旨にもよりますが、住宅部品に関しては一般に、住宅紛争処理支援センター（http://www.chord.or.jp/consult/）の方が、より専門的な対応を期待できます。）

※ ちょっと注目「プラスチック部品に発生するケミカルストレスクラック」（P.8）もご覧ください。

2. 「３年くらい前に、住宅設備機器メーカー△△のショールームに展示されていた木製食器棚を注文購入し、工務店に依頼して自宅のキッチンに取り付けてもらった。この食器棚から刺激臭がして、別居している娘、来客などからも『ツンと臭う』と指摘される。しばらく扉を開けて様子を見ていたが改善せず、△△社に申し出たところ、棚板などを交換してくれたが、それでも臭いが治まらなかった。△△社から『これ以上どうにもならない』と言われたが、人体に影響はないのか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒臭いの感じ方には個人差もありますが、△△社が臭いがすることを認めて棚板を交換してくれたということであれば、臭いの原因、人体への影響などについて△△社に問い合わせてみてはいかがですか。

3. ２ヵ月くらい前に、訪問販売業者から換気扇フィルターを購入した。これを包装から出したところ埃臭いことから、アスベストが含まれているのではないかと思う。化学製品ＰＬ相談センターに同様の相談が寄せられていないか。なお、包装に連絡先は表示されている

が、材質は表示されていない。〈消費者〉

⇒当センターでは、換気扇フィルターの臭いに関する受付事例はありません。当該換気扇フィルターの材質、臭いの原因等について、表示されている連絡先にお問い合わせください。

◆ 一般相談等

- **「洗剤の広告に『植物成分100%』と表示されているが、これは本当のことだろうか」という問い合わせを受けている。化学製品ＰＬ相談センターで分かるか。商品名・メーカー名は聞いていない。〈消費生活Ｃ〉**

  ⇒今のお話だけでは分かりかねます。商品名、メーカー名、また、『植物成分100%』という広告表示の内容が、商品全体に係るものなのか、それとも商品の成分の一部に係るものなのか等の事実関係を確認した上で、必要であれば表示の裏付けとなる合理的な根拠を表示者に問い合わせるなどされてはいかがですか。

- **「ネズミの被害に困っているので、殺鼠剤をまこうと思う。〇〇という薬剤の効果、使用方法について教えてほしい」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉**

  ⇒ネズミ駆除に関する一般的な情報についてはねずみ駆除協議会（http://nekyo.org/）に問い合わせるとよいでしょうが、特定の製品に関するご質問については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできません。

- **大型ホテルでリネン係をしている。各客室のバスルームで、塩素系漂白剤（業務用）を使用してシャワーカーテンを洗浄する作業を繰り返し行っていると、マスクをしていても気分がすぐれなくなることがある。非塩素系の漂白剤があれば、そちらを使用することを上長に提案してみたいので、紹介してほしい。漂白剤メーカーなどに問い合わせようかと思ったが、「着信課金電話番号」を導入していない会社もあり、職場から市外電話をかけるのは憚られるため、地元の消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈事業者〉**

  ⇒インターネットで各社のホームページなどを調べるといろいろあるようですが、当センターでは特定の製品の紹介は行っておりません。

- **めっきを試験する装置の開発に係っている知人に頼まれて調べているのだが、めっき工程やめっき製品に関する事故についての相談が寄せられていれば教えてほしい。〈その他〉**

  ⇒当センターでは受付事例がありません。

２．　ちょっと注目

―毎月の相談事例からテーマを選んで調べてみました。

プラスチック部品に発生するケミカルストレスクラック

「４年前に新築した住宅に設置されている洗面化粧台のミラーキャビネット(プラスチック製)に、亀裂が入っていることに気付いた。修理についてメーカーに問い合わせたところ、『化粧品の付着によって発生したケミカルクラックだろう。一体成形品なので、ヒビの入った箇所だけ修理・交換することはできない』と言われた。取扱説明書を確認したところ、化粧品などが付着したままにしておくと変色や破損の恐れがある旨は確かに記載されていたが、「亀裂が生じる」とは書かれていなかった。また、住宅の引き渡しを受けた際に工務店からも特に注意は受けておらず、洗面化粧台以外にもいろいろな取扱説明書を 30 冊以上も渡されたので読まなかった」という相談が、当センターに寄せられました。

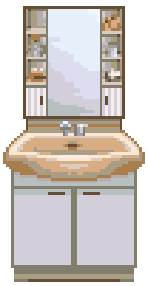

キッチン・バスなどの住宅設備機器に使用されているプラスチック部品が、ぶつけたり強い力をかけたりしたわけでもないのに、使用１～２年くらいで割れてしまうことがあります。これは、プラスチック部品に応力(例えば、成型による内部のゆがみ、荷重によるたわみや引っ張り等)がかかっているところへ、薬品、化粧品、洗剤・洗浄剤等が付着・接触し、時間が経つにつれてプラスチックの内部に浸透して、薬品と応力との相乗作用で亀裂を生じたものと考えられ、「ケミカルストレスクラック」、「ケミカルクラック」、「ソルベントクラック」などと呼ばれています。特にネジなどで締め付けた箇所や、人の力が加わったり物が載ったりして応力がかかる部分で発生しやすく、洗面化粧台のミラーキャビネットの他、各種キャビネット扉の取っ手、レンジフードのスイッチパネル、ガスコンロの点火スイッチ、冷蔵庫の扉や取っ手などでも発生する可能性があります。

ケミカルストレスクラックが発生した場合、そのまま使用を続けると亀裂がひろがり、他の部品にまで影響したり製品全体が破損したりすることも考えられます。また最悪の場合、ケガをする恐れもあるため、早急に対象部品を交換する等の対応をとる必要があります。まずは取扱説明書に記載されている連絡先等に相談しましょう。

ただし、製品自体の欠陥とはいえないため有償修理となるほか、一体成形品などで部品のみの交換ができない製品もあるので、やはりケミカルストレスクラックが発生しないように事前の予防が重要です。プラスチック製のキャビネットに薬品・化粧品等を保管する際は、液だれ等に注意して、こぼしたときはすぐに拭き取るようにしましょう。またお手入れの際には、各製品の取扱説明書(お手入れ方法)に従うとともに、洗剤・洗浄剤を使用する際は、それらに表示されている「用途」、「使えないもの」等も確認し、用法・用量を守って使用しましょう。特にスプレー状のものの場合、直接スプレーすると部品どうしのすき間などに入ってしまう可能性があるため、いったん布にスプレーしてから使用してください。

化粧品などが少し付いただけと思っていると、忘れた頃に思わぬ結果を招いてしまうこともあるので、日頃からの心配りが大切です。

協力：キッチン・バス工業会　http://www.kitchen-bath.jp/

３．　入手資料の紹介

―2010年10月度に化学製品ＰＬ相談センターで入手したおもな資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 独立行政法人 国民生活センター『月刊国民生活』№31、2010.11
2. 独立行政法人 国民生活センター「今月の商品テスト実施状況('10年8月分)」2010年10月21日
3. ガス石油機器ＰＬセンター『ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ』2010.09
4. 家電製品ＰＬセンター『インフォメーション(2010年9月度)』
5. (財)自動車製造物責任相談センター「2010年9月の相談状況」2010年10月
6. 消費生活用製品ＰＬセンター『ＰＬセンターダイジェスト』№2010-3、平成22年10月
7. 日本化粧品工業連合会『コスメチックからのメッセージ』№196、2010/秋
8. 日本化粧品工業連合会 ＰＬ相談室「ＰＬ相談室受付概要(平成21年10月～平成22年9月)」

４．　メディア情報から

―新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。)

＊ 2005～2009年度に製品評価技術基盤機構に通知されたスプレー缶による事故の半数近くが、消費者の誤った取り扱いや不注意によるもの。(9/21 日経、9/27 読売、10/20 毎日)

＊ 2005～2009年度に製品評価技術基盤機構に通知されたガス栓・接続具による事故の過半数が、消費者の誤った取り扱いや不注意によるもの (9/29 毎日)

＊ 国民生活センターが設立40周年 (10/7 読売)

＊ 小径タイヤの折りたたみ自転車の強度不足による転倒事故について、国民生活センターが注意喚起 (9/23 朝日、10/4 朝日、10/15 日経)

＊ 食品の「無添加」表示･･･もともと添加物を使用する必要のない場合や、添加物とは関係がないものを指す場合も (9/28 毎日)

＊ 欧州連合(ＥＵ)が子供の多動性が関連している可能性が示唆された合成着色料を使用した食品への警告表示を義務付け。専門家の間で「不安をあおるだけ」との批判 (10/5 毎日)

化学の目でみる日本の伝統工芸

日本の伝統的な「ものづくり」を支えてきた材料や技術を化学の視点から紹介しています。

第８回　泥染め

泥染めは、本場黄八丈（東京都）、本場大島紬（鹿児島県・宮崎県）、久米島紬（沖縄県）などの染色工程に用いられている染色技法です。「泥染め」といっても、泥は染料として用いられるのではなく、染料を発色させたり繊維に定着させたりする媒染剤（ばいせんざい）として用いられます。

奄美大島では７世紀頃から、手で紡いだ絹糸を泥染めした織物の生産が行われており、それが本場大島紬の発祥と伝えられています。明治時代以降は、鹿児島県本土や宮崎県都城市などでも本場大島紬が生産されるようになりましたが、本場大島紬の泥染めができるのは奄美大島だけです。

伝統的な本場大島紬に使用される染料は、車輪梅（しゃりんばい）（奄美の方言では「テーチ木」と呼ばれます）という植物です。でき上がりの図案に合わせて絹糸と防染のための木綿糸とを織ったものを、車輪梅の樹皮や根を煎じた汁に繰り返し漬けていくうちに、車輪梅に含まれるタンニンという色素成分によって、赤褐色に染まります。それを、鉄分を多く含む奄美大島の泥に漬けると、タンニンと鉄との反応によって、しだいに黒褐色の色調を帯びていくとともに、染料が繊維と強く結びついて水に溶けにくくなるのです。ちなみに、紅茶に蜂蜜を入れると黒くなることがあるのも、紅茶に含まれるタンニンと蜂蜜に含まれる鉄分との反応によるものです。車輪梅に数十回漬けては泥に一回漬けるという作業を数回繰り返し行うことによって、独特の渋い黒の色調に染まります。このようにして染めたものをほどいた後、今度は絹糸だけを再び織るというのが、伝統的な泥染大島紬の大まかな製造工程で、完成までにほぼ１年の歳月がかかります。

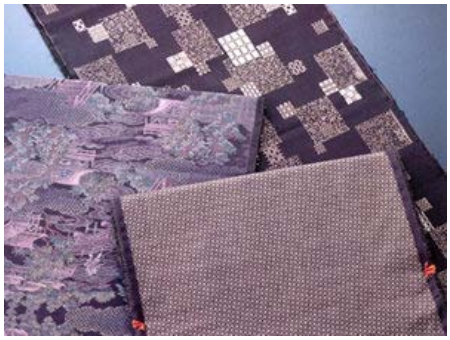

【本場大島紬の作品例】

協力：本場大島紬織物協同組合　http://www.oshimatsumugi.com/

※　次号の『アクティビティーノート』は、１２月１０日頃に発行の予定です。お楽しみに。

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。
化学製品ＰＬ相談センター
〒１０４－００３３　東京都中央区新川１－４－１　住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２　ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/